

熊本地震被災地復興支援活動助成 募集案内

2016年の熊本地震により、被災された多くの皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地におきまして、現在も復興支援活動に尽力されている方々に深く敬意を表します。

朝日新聞厚生文化事業団では、熊本地震で被災された地域で活動する団体のみなさまへの支援を目的とした公募による助成事業を実施します。

現在も、被災者の方々のために、様々な活動に取り組んでいらっしゃる方々からのご応募をお待ちしています。

助成対象活動

(活動例)

熊本地震の被災地域（熊本県内）において被災者の方々のニーズを踏まえ、継続的に実施する被災地支援活動全般。

- ・高齢者や障害者への日常生活支援活動
- ・子どもたちの交流の場の提供
- ・単身者への見守り支援活動 等々

※上記はあくまでも例ですので、被災地支援につながる活動であれば対象とします。

※応募多数の場合は、助成先の約半数を「被災した障害者への支援活動」とさせていただきます。

応募受付期間

2018年4月11日（水）～2018年5月11日（金）
郵送必着（配達記録が残る簡易書留等の手段で送付）

助成対象団体

日本国内に拠点を有する民間の非営利活動団体で、熊本県内に活動拠点があり、現在も、被災地支援活動を行っている団体。
(任意団体含)

※反社会的勢力とは一切関わっていないこと、また、活動内容が政治、宗教、思想に偏っていないことを要件とします。

※1団体1件の申請に限ります。

助成金額

総額：500万円以内 1団体：50万円以内

お問い合わせ 社会福祉法人 朝日新聞厚生文化事業団
〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
電話：03-5540-7446 FAX：03-5565-1643
E-MAIL：kumamoto-shien@asahi-welfare.or.jp

募集要項

1. 助成対象活動

熊本地震の被災地域（熊本県内）において被災者の方々のニーズを踏まえ継続的に実施する被災地支援活動全般。

- （活動例）
- ・高齢者や障害者への日常生活支援活動
 - ・子どもたちの交流の場の提供
 - ・単身者への見守り支援活動 等

※上記はあくまでも例ですので、被災地支援につながる活動であれば対象とします。

※応募多数の場合は、助成先の約半数を「被災した障害者への支援活動」とさせていただきます。

2. 助成金額

総額：500万円以内 1団体あたりの助成額は、上限50万円以内とします。

3. 助成対象団体

日本国内に拠点を有する民間の非営利活動団体で、熊本県内に活動拠点があり、現在も、被災地支援活動を行っている団体。（任意団体含）

※反社会的勢力とは一切関わっていないこと、また、活動内容が政治、宗教、思想に偏っていないこと。

4. 助成対象となる経費

- ① 送迎・移送用の車両購入費
- ② 備品費、機器類の購入費
- ③ イベント・研修会などの企画開催費
- ④ 研究書籍の出版費
- ⑤ 外部からの活動補助者（フルタイム専従職員ではないもの）の旅費、宿泊費
- ⑥ その他事業団が認めた活動費

※以下の支出は助成対象外とします。

- ・フルタイムの専従スタッフの人件費
- ・通常の団体運営に関する経費（事務所家賃、光熱水費、定期刊行物発行経費等）
- ・当該団体の関連団体（団体構成員が役員等を兼務あるいは資本関係のある団体等）への委託。
- ・自団体が支払先となるような支出、その他事業団が不相当と判断した経費。

5. 助成額の減額査定

審査の結果、申請額を減額査定して助成額を決定する場合があります。

6. 助成金の支払い

助成金の支払いは、2018年7月を予定しています。

7. 助成金の用途変更

申請した支出経費以外への流用は、認めません。やむを得ない事情で変更する場合は、事前に変更手続きを行い、必ず当事業団の承認を得てください。

8. 応募受付期間

2018年4月11日（水） ～ 2018年5月11日（金） 郵送必着

9. 応募方法

事業団のホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入・押印のうえ、事務局宛てに、郵送で送付してください。**（5月11日 郵送必着）**

（配達記録が残る簡易書留等の手段で送付する。配達記録が残らない手段で送付された場合、紛失の責任は負いません。）

10. 選考方法

書類審査および事業団内に設けた選考委員会での審査により決定します。

※書類審査の際、申請内容に関して電話や訪問によるヒアリング等を実施する場合があります。

11. 選考のポイント

活動内容の実効性、予算の妥当性・緊急性のほか、地域との連携やボランティアとの協働体制などを当事業団の審査規定に基づき、総合的に選考させていただきます。

12. 選考結果の通知

2018年6月中旬までに全応募団体に書面で通知するとともに、当事業団ホームページでも発表します。また別途、助成先団体への贈呈式を予定しております。

※選考結果についての個別のお問い合わせ（不採択理由等）には応じられません。

13. 活動対象期間終了後の実施報告

活動対象期間終了後、当年度末に所定様式「実施報告書」を提出していただきます。

また、貴団体のホームページなどで活動を広く周知していただきます。

14. その他

- （1）報道発表及び当ホームページで助成対象団体（団体名、活動の名称、助成金額など）を公表します。また助成対象活動の内容などを当ホームページなどでご紹介いたします。
- （2）助成金の支払中止又は返還によって生じた不利益については、事業団は一切の責任を負いません。
- （3）やむを得ず事業を中止する場合には、その旨を事業団に届出ください。また活動の結果、助成金に余剰が発生した場合には、返還いただくことがあります。
- （4）申請書に記載の個人情報は、本助成事業の目的以外には使用しません。

お問い合わせ先および申請書送付先

社会福祉法人 朝日新聞厚生文化事業団

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2 熊本助成 係

電話：03-5540-7446 FAX：03-5565-1643

E-MAIL：kumamoto-shien@asahi-welfare.or.jp